

議案第 69 号

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 6 項中「以下同じ。）」の次に「、介護医療院（同条第 29 項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 12 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第 17 条に次の 1 項を加える。

6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホームにおいて身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることとすること等のため、この条例を制定するものである。